

非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(財団関係その4)
 公益性を要件としない財団法人制度の在り方に関する試案(議論のたたき台)

公益性を要件としない財団法人制度(以下「非営利財団法人(仮称)」という。)の在り方については、目的(家族世襲財団を認めるか否か)、基本財産(一定規模以上の財産保有を要件とするかどうか)、ガバナンス(理事のほかに、監事制度や評議員会制度を必須とするかどうか)に関する規律の組合せにより、たとえば、次の4案が考えられるのではないか。

- 1 また、非営利財団法人(仮称)の目的を限定しない場合には、寄附行為者のあらゆる意思に拘束力を認めることになり、財の固定化による弊害が大きくなる。そこで、目的を限定しない場合には、財団の存続期間を法定することを検討すべきではないか。
- 2 さらに、財団を構成する財産に関する情報の開示に関する規律をも組合せることが考えられるのではないか。

A案 目的は限定しない(法定の存続期間を検討)、最低基本財産は不要、法定の機関は理事のみとする。

- 1 寄附行為者の意思の尊重、財産処分の自由の幅は最も広がるが、財の固定化の弊害に対処するため、財団の存続期間を法定すべきではないか。
- 2 制度創設の意義、理念の希薄化(家族世襲財団も可)、基本財産額が実質1円の財団(以下「1円財団」という。)のおそれ、ガバナンスの脆弱性という諸問題への対処が不十分ではないか。

B案 目的は限定しない(法定の存続期間を検討)、最低基本財産は必須、評議員会を法定する。

- 1 寄附行為者の意思の尊重、財産処分の自由を保障しつつ、1円財団のおそれ、ガバナンスの脆弱性という諸問題を避けることができるのではないか。ただし、目的を限定しない以上、財団の存続期間を法定することを検討すべきではないか。
- 2 制度創設の意義、理念の希薄化(家族世襲財団も可)への対処が不十分ではないか。

C案 目的を他益等に限定(法定の存続期間なし)、最低基本財産は不要、法定の機関は理事のみとする。

1 公益には至らないが、非営利財団の目的を他益等の社会的に意義のあるものに限定することにより、制度創設の意義、理念の説明(家族世襲財団は不可)ができるようになるのではないか。

2 1円財団、ガバナンスの脆弱性についての対処が不十分ではないか。

3 寄附行為者の自由な意思の尊重、財産処分自由という観点からは限定的なものとなる。また、準則主義の下で、目的の限定を実効的に担保することができるか。

D案 目的を他益等に限定(法定の存続期間なし)、最低基本財産が必須、評議員会を法定する。

1 制度創設の意義、理念の説明(家族世襲財団は不可)、1円財団のおそれ、ガバナンスの脆弱性について一定の対処ができる。

2 C案の 3と同じ。

(参考)

ドイツの財団法人にあっては、設立について、州の認証が必要とされているところ、目的は限定しない(家族世襲財団も可)、基本財産の額に関する定めはないが、実務上約5万ユーロの基本財産が必要、法定の機関は理事と理事会であるが、実務上は評議員会を置くことが多い。なお、法定の存続期間の定めはない(非営利法人WG参考資料5)。

民法上の財団法人にあっては、設立について、主務官庁の許可が必要とされており、公益目的に限定、基本財産が必須(指導監督)、原則として、評議員会を置く(指導監督)、とされている。